

一宮市告示第522号

地方税法第20条の2及び一宮市市税条例第18条の規定により、別紙のとおり令和7年度 市民税県民税納税通知書を送達します。

なお、これらの納税通知書は、財務部市民税課で保管しており、申出によりいつでも交付します。

令和7年11月10日

一宮市長            中 野 正 康

[illegible]